2011年の東日本大震災以降、国内外から多様な復興支援活動が展開されました。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンも岩手、宮城、福島の3県を中心に活動を行ってきました。本冊子は、2013年に実施した「東日本大震災からの学び：災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響による調査」の結果に基づき、これからの子ども虐待の早期予防に効果的な啓発を目指して作成されました。子どもに携わる支援者のみなさまに広くご活用いただければ幸いです。



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

セーブ・ザ・チルドレンは、国連に公認された子ども支援専門の国際組織です。「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という子どもの権利を実現するために、日本や世界中の子どもたちのために、子どもたちとともに活動しています。

著作：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
協力：NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク
発行：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
本部／〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4階　TEL.03-6859-6869
http://www.savechildren.or.jp/

※この冊子はウォーター・ドラゴン・ファンデーション（Water Dragon Foundation）の支援により作成されました。

2019.3

子どものすこやかな育ちのために

気になる親子を見かけた支援者のあなたへ



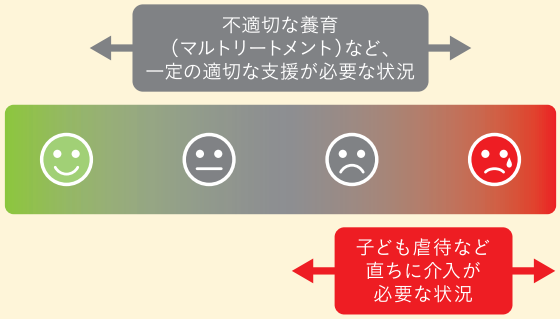
Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

この冊子は教育・保育・民間の子育て支援などの現場で日々親子と接する方々を対象に作成しました。

気になる親子って？

みなさんは「気になる」親子に仕事や生活の中で、出会ったことはありますか？

子どもが明らかに傷ついている場合には、私たちは迷わず児童相談所などの窓口に相談するかもしれません。しかし、見ていて心配な親子については、どうしたらいいか判断に迷うことがあります。



この冊子では、上の図にある**「適切とは言いがたい」「子どもへの影響が心配」といった状況（グレーゾーン）にある親子への支援の必要性**を取り上げます。なぜなら、子どもの命や安全が脅かされる「直ちに介入が必要な状況（レッドゾーン）」にある親子に対して介入が必要であることは、近年の啓発活動により、既に認識が高まりつつあるためです。ここでは、グレーゾーンの親子は支援を必要としているという視点に立ち、**「気になる」早期の段階から適切な支援につなげ、子どもの安心・安全を脅かす問題の発生や悪化を防ぐ方法**を考えていきたいと思います。

レッドゾーン　子ども虐待など直ちに介入が必要な状況

子どもへの悪影響が明らかな状況にある「レッドゾーン」についてまず確認をしましょう。国内の法律では、子どもの虐待は以下の４つの分類で整理がなされています。

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、水風呂や熱湯の風呂に沈める・溺れさせる、カッターなど刃物で切る、異物を飲み込ませる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせる、など。

2013年8月23日に厚生労働省により発行された、改正版「子ども虐待対応の手引き」には、「子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害である」と記載されています。また、子どもを「叩く」行為も、子どもへの身体的虐待にあたると追記されました。

●性的虐待

子どもへの性交や性的行為をする（教唆を含む）、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、など。

●心理的虐待

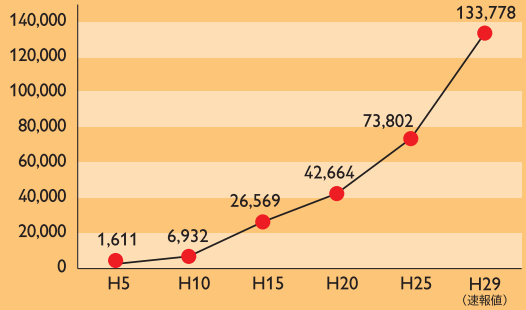
大声や言葉によって脅す、無視する、拒否的な態度を取る、他のきょうだいとは著しく差別的扱いをする、自尊心を傷つける、子どもの目の前で家族に対して暴言を吐く、暴力をふるう（ＤＶ：p.04参照）、など。

●ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、適切な食事を与えない、食事・衣服・住居などを極端に不適切にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、子どもの意志に反して登校させない、健康・安全への配慮の怠慢、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない、など。

児童相談所が虐待相談として対応した件数

児童相談所における虐待に関する相談対応件数は増え続けています。この背景には、虐待に関する啓発が進んだことや、平成２７年度以降、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）等、心理的虐待に係る対応件数の増加が見られます。早期の段階から子どもの変化に気付き、適切な支援につなげていく必要があると言えます。



グレーゾーン　不適切な養育（マルトリートメント）など、一定の適切な支援が必要な状況

「グレーゾーン」への対応として**大切なことは、子どもの安全確保に加え、親子の支援ニーズや家庭の生活課題が何かという視点**です。「しつけだから」「愛情があるなら」という説明に惑わされず、子どもの尊厳を守る姿勢が必要です。

セーブ・ザ・チルドレンは、人を叩いたり暴言をあびせるなどの「大人同士では許されない行為」を子どもたちも受けることが決してない社会を目指しています。

親子で幸せに暮らしていくために
～国連「子どもの権利条約」の18条について～

国連総会へ参加した国連加盟国が1989年に全会一致で採択をした「子どもの権利条約」は、18条に「親の第一義的養育責任と国の援助」を謳っています。子どもの最善の利益のために、国は親（保護者）に対する支援をする責務があると定めています。困難を抱える家庭でも、親は責められる対象でなく、支援を必要としています。まず私たちがその視点を持つことから一緒に始めてみませんか？



子どものちょっとした変化にも気付きを。

あなたのちょっとした「目くばり」や「気くばり」で、子どものニーズに合った適切な支援につなぐことができます。命を落としてしまうような状況が突然生じることはまれで、状況が徐々に悪化する過程で、なんらかの兆候がみられます。あなたが日々子どもと接する中で、子どものサインをキャッチしましょう。

以下はあくまでも例です。同じ家庭のきょうだいで1人だけが虐待的な扱いを受けるケースもあります。気になる様子が見られたら、**あなた1人で抱えず、市町村の窓口や児童相談所などへ相談しましょう。**

例えば…

- 休み明けに傷がみられたり、機嫌がわるかったりする
- 休み明けなどにとくに自分をかまってほしがる
- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている





- 落ち着きがなく、乱暴になる
- 夜遅くまで1人で遊んでいる
- 子どもだけを残して、親が外出している
- 長時間泣き続ける、毎日泣くなど心配な様子がある
- 親を避けようとする

ドメスティック・バイオレンス（DV）について

親・養育者がDVを受けている場合、そのストレスが子どもに向かうことがあります。また、DVを目撃すること自体が心理的虐待とされています。こうしたDVによる子どもへの影響についても、心にとめておくことが大切です。

あなたの行動から支援が始まります。



支援の必要性は、親子の語る認識と異なる場合があります。例えば、子ども自身は自分の家庭しか知らないため、親の行為の原因は「自分が悪いから」と信じていることもあります。また、つらくあたられていても、親を守ろうと本当のことを話さない子どももいます。さらに、年齢が高くなるにつれ「大丈夫だから心配しないでほしい」や「相談しても仕方ない」といった発言をする子どももいるかもしれません。

そして、親自身も助けを求めていいことに気付かなかったり、その方法を知らなかったりすることもあります。つらくあたってしまう自分を止められずに、苦しんでいる親もたくさんいると言われています。

大切なことは「あなたが」気になる親子への関わりを続け、支援につなぐことができるか？ということです。

疑わしきも、関わり、つなぐことが大切

「虐待かも？」と思っても確信がないから相談をしない人が多くいます。「間違っていたらどうしよう」と相談しにくいということもあるでしょう。しかし、取り返しのつかないようなからだやこころの傷を子どもが負ってからでは遅すぎます。何かしら心配な様子や兆候があったら「市町村の窓口や児童相談所へ相談する」というスタンスが大切です。

●こんなときでも相談しましょう

毎晩大声で怒鳴られ、時にはベランダや玄関外に出されていると子どもが話してくれた。でも子どもは「誰にも言わないで」と言っている……。





学校や学童に来たり来なかったり。情緒に波があり、突然友だちに殴りかかるなど、暴力的な様子が見られる。支援者が手を挙げる（叩くわけではない）と、とっさにかばうような仕草も見られる。

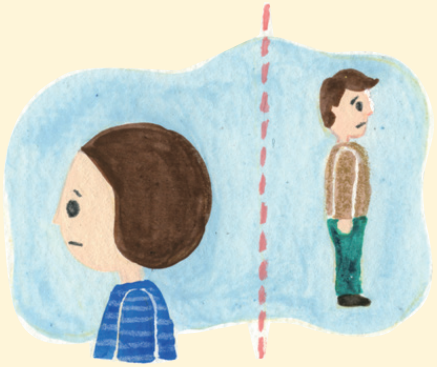
気になる親の背景にあるものは？

気になる親や養育者は、いくつもの事情を同時に抱えていることがよく見られます。例えば、離婚や引っ越しなど家庭環境が急に変化する場合なども、親のストレスが高まり、それが子どもへ向かってしまうこともあります。**責めるのではなく、親も支援を必要としているという視点で関わりましょう。**

例えば…

- 育児に不安がある
- 配偶者が育児に協力してくれない
- 夫婦の仲がよくない
- 配偶者が浮気をしている
- 経済的に苦しい
- リストラなどにあい、失業中である
- 家族内に定職についている者がいない
- 子育てが孤立しがちで、相談相手がいない
- 親が自分の親との葛藤を抱えている





- 子どもの成長がゆっくりだったり、子どもが病気がちである
- 子どもに障がいがある
- ひとり親や多胎児を抱えているなど、子育ての負担が大きい
- 親自身が病気がち、病気を抱えている
- 産後うつである
- アルコールやギャンブル依存症である
- 子育てと平行して、親やパートナーの介護を抱えている

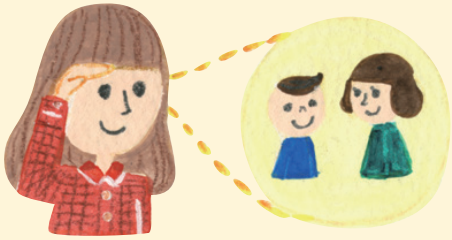
気になるけれど迷うときは…

あなた一人や組織内で抱え込むことなく、協力できる地域の支援体制を整えましょう。

そのためには、市町村・児童相談所の窓口に相談することができます。まずは、あなたの所属する組織の中で、どこへ相談することができるかなど、対応の進め方を検討しましょう。**早期の予防的な取り組みが、子ども虐待などの深刻な状況（レッドゾーン）に進んでしまうことを未然に防ぎます。**

●気になる親子を関係機関へ相談した後は？

子どもにとって身近な支援者として、寄り添うことが大切です。親子の様子を見守り、協力機関との情報共有を適切に行いましょう。プライバシーに関わる内容については、情報の共有先を確認しましょう。その一方、親子が適切な支援を受けることができるよう、**情報を抱えることなく、地域の協力体制の中で自分や所属する組織の役割を確認する**ことが大切です。





●子どもへの対応

子どもが話しやすい環境をつくり、子どもの話に耳を傾けましょう。無理に話を聞き出す必要はありません。子どもが自発的に話す内容を否定せず、子どもの話を最後まで聴く姿勢が大切です。**「あなたは大事な子なんだよ」というメッセージを伝えることも重要です。**

●親・養育者への対応

親・養育者自身が問題を抱えて悩んでいる場合が多くあります。子どもへの対応と同様に、まずは傾聴しましょう。**親・養育者の話を批判せず、共感できる気持ちには共感**しましょう。他機関への相談や連絡をした後も、それまでと変わらない対応を心がけることが大切です。



市町村や児童相談所に相談・連絡したら

「一体何を聞かれるのだろう?」、「自分が話をしたことにより、子どもや親・養育者はどうなってしまうのだろう?」と思うと、相談・連絡をすることをためらう気持ちが生じるかもしれません。

ここでは市町村や児童相談所に連絡をするとどういうことを聞かれるのかということやその対応例について紹介します。



何を聞かれるの?



子どもの年齢、性別、いつから気になっていたか、家庭の状況など、気になる親子の情報をわかる範囲ですべて伝えましょう。また、併せて発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題などが、どう気になるかなど、特に心配している状況やその理由を説明しましょう。

緊急時など個人として相談をする場合には、匿名で相談することも可能です。

相談・連絡したらどうなるの?





子どもが保育園・学校・放課後児童クラブなどにいる場合には目視による安全確認が行われます。その場では、保護者に知らせるかなどの協議・確認に加え、今後の対応について協力体制の取り方を相談することになります。

ただ、児童相談所は虐待対応において強い権限を持つ唯一の機関でもあるため、子どもが「帰りたくない」と言ったり、状況があまりに深刻で安全の保証が困難であったりする場合には、一時保護を検討する場合もあります。

親子を支える地域の資源を活用しよう!

気になる親・養育者から自発的に相談がない、相談を受けたが自分の職場では対応が難しいといった場合は、官民を問わず地域にある資源を積極的に紹介しましょう。適切な相談先につながることで、解決の道が拓かれることがあります。各機関により、受け付けられる相談内容などが異なるため、役割・機能や特性を調べ、**連携しながら親子を支えていきましょう。**

●保育所・幼稚園・子ども園

施設によっては、曜日や時間を設定して親・養育者の子育て相談を受け付けています。また、地域に開かれた社会資源として、園庭開放などを通じた、気軽な子育て相談に応じています。

●学校

教員や養護教諭に加え、最近ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子どもの継続的な相談に対応できるようになってきました。不登校や発達障がいなど相談内容によっては、親や養育者も相談することが可能です。また、子どもの通う学校以外の相談先へ照会される場合もあります。

●病院・診療所

親・養育者や子どもの調子が優れない、子どもの発育について不安がある、気持ちが落ち込むなどの場合は、医療機関も相談を受け付けています。医療的な支援に限らず、病院によっては他機関へ照会し、継続的な支援へ繋げることもあります。

●保健所・保健センター

新生児訪問、健診、予防接種などの機会に、広く相談を受けています。また、母子保健担当の保健師は、妊娠期も含めた、育児に関する必要な助言や支援などを行っています。産後うつなどの相談についても対応をしています。

●地域子育て支援拠点

子育てひろばや子育て支援センターなど、親子が立ち寄れる場として地域に開放されています。子どもと親・養育者が、楽しく参加できるプログラムなどを提供することにより、気軽な相談を広く受けています。相談内容によっては、より専門的な機関に繋いだり、親子に中長期的に寄り添ったりする支援を行います。

●児童委員・主任児童委員

児童福祉法に基づき、児童委員が市町村の区域において活動をしています。各地域に根ざし、同じ町内で生活する立場からの支援が可能です。児童相談所や市町村と連携をしながら、地域のサービスに関する情報の提供をしたりします。

●市町村の相談窓口・福祉事務所

子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化するなか、早期発見・早期対応の強化を推進する役割を担っています。市町村は相談に応じて、子育て支援のためのサービスを提供しながら、継続的な支援を行います。

●児童相談所

各都道府県または指定都市に設置された、子どもに関するあらゆる相談を受ける専門的な機関です。子どもに必要な支援を行うために、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な支援を提供します。同時に、児童相談所は子どもの安全を確保するために、一時保護や施設入所の手続きなどを行える唯一の機関でもあります。

●警察

子どもまたは親・養育者への暴力が著しい場合などは、警察へ直接相談することができます。暴力が子どもに直接及んでいない場合でも、最近では警察から児童相談所へ連絡をすることが義務づけられており、両者の連携による対応も可能となりつつあります。

●虐待防止のための民間団体

自分が子どもへ虐待をしているのではないか、または子どもへの対応をなんとか改善したいと悩んでいる親・養育者への相談を主に受け付けています。電話での子育て相談や子育て講座などを通し、団体によっては、具体的な養育者や子どもを対象としたプログラムなどを提供しています。また、より予防的な取り組みとして、家庭訪問などの支援を行っているところもあります。

※なお、上記に加え、地域には親子を支える資源があります。自分の地域にどのような機関や団体があるか予め調べておきましょう（p11 へ）。

支援者として知っておきたい法律

生命や安全が脅かされる、より深刻な状況にある子どもを守る法律があります。

法律には、私たちの「早期発見（第５条）」や「通告（第６条）」の義務が書かれています。また６条３項には、職務上の守秘義務が「通告」を妨げるという解釈をしてはならないと記載されています。

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第五条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

３　学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

２　前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条 の規定による通告とみなして、同法 の規定を適用する。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条　市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一　児童福祉法第二十五条の七第一項第一号 若しくは第二項第一号 又は第二十五条の八第一号 の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二　当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項 若しくは第二項 の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

２　児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号 若しくは第二項第一号 又は第二十五条の八第一号 の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項 の規定による一時保護を行うものとする。

３　前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

●私の町の相談先リストを作ろう

気になる親子がいた場合、相談できる先として、どのような相談機関があるか調べてみましょう。

名称	メールアドレス	電話番号

●自分を支えてくれる機関のリストを作ろう

支援者は支援をする立場にいることから、自分が支援を受けることを考える機会は少ないかもしれません。しかし、支援者の負担軽減は重要です。相談受付や技術支援などを行う機関を調べてみましょう。

名称	メールアドレス	電話番号

児童相談所全国共通ダイヤルは

「189」

◎この冊子は以下の文献を参照しました：

・NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク各種資料

・厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」

・家庭的保育研究会 編（2012）『家庭的保育の基本と実践』福村出版